

私費・公費の負担区分

【私費負担とすべき経費】

1 児童・生徒個人の所有物で、学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの

- | | |
|---------|--|
| ・教科共通 | 学校ノート、鉛筆、消しゴム、下敷き、三角定規、はさみ、コンパス、筆入れ、物差し、カッターナイフ等 |
| ・国語 | 習字用具一式、国語辞典、漢和辞典等 |
| ・図工(美術) | 水彩用具一式、クレパス等 |
| ・英語 | 英和辞典、和英辞典等 |
| ・算数(数学) | 算数セット等 |
| ・技術家庭 | 裁縫用具一式、刺繍用具一式、編み物用具一式 |
| ・保健体育 | 運動用被服、水泳着、運動帽等 |
| ・音楽 | ハーモニカ、リコーダー等 |
| ・部活動 | ユニフォーム、運動用靴、個人の用具等 |

2 児童・生徒個人の所有物で、学級、学年、特定の集団の全員が個人用の教材教具として使用するもの

- | |
|--------------------------------|
| ・準教科書、副読本、資料集、地図帳(白地図)、ワークブック等 |
|--------------------------------|

3 教育活動の結果として、その教材教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費

- | | |
|----------------|---|
| ・実験実習材料 | キット類、彫刻材料、焼き物材料、木工材料、裁縫材料、刺繍材料、編み物材料、調理実習材料等
(成果品が児童・生徒に直接還元されるもの) |
| ・校外活動 | 遠足、社会見学、修学旅行等 |
| ・視聴覚教育 | 映画鑑賞、音楽鑑賞、演劇鑑賞等 |
| ・保健費 | 日本体育・学校健康センター共済掛金 |
| ・卒業諸費 | 卒業記念アルバム、文集、茶話会等 |
| ・児童・生徒会
部活動 | 児童・生徒の自主的な活動に要する経費 |
| ・その他の諸費 | ファイル、文集、連絡袋、名札、校章、記念写真、おやつ等 |

4 PTA、同窓会、後援会等私的団体の活動に要する経費

- | |
|--------------------------------|
| ・PTA会費、同窓会費、後援会費、夏期休暇中のプール運営費等 |
|--------------------------------|

【公費負担とすべき経費】

- 1 学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費
- 2 その他管理、指導のために要する経費

※平成 27 年 3 月 25 日改正 (平成 27 年 4 月 1 日実施)

※平成 31 年 3 月 14 日改正 (平成 31 年 4 月 1 日実施)